

岩手県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年5月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
申籠の沢	下閉伊郡岩泉町猿沢（別紙図面のとおり。）	土石流	別紙図面のとおり。
下猿沢の沢2	〃	〃	〃
下猿沢の沢3	〃	〃	〃
下猿沢の沢4	〃	〃	〃
日向前の沢	〃	〃	〃
日向前の沢2	〃	〃	〃
日向前の沢3	〃	〃	〃
林ノ下の沢	〃	〃	〃
林ノ下の沢2	〃	〃	〃
堤の沢	〃	〃	〃
竹野の沢	〃	〃	〃
大向の沢	〃	〃	〃
大向の沢2	〃	〃	〃
大向の沢3	〃	〃	〃
大向の沢4	〃	〃	〃
大向の沢5	〃	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター並びに岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。